

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年5月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道稚内市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大57,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年11月28日
環境大臣意見受理	平成31年2月18日
経済産業大臣意見発出	平成31年2月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年11月14日
住民意見の概要等受理	令和2年1月15日
北海道知事意見受理	令和2年3月25日
経済産業大臣勧告発出	令和2年5月11日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 動物調査の踏査ルートに土地改変の可能性がある区域が網羅されておらず、改変による影響の予測及び評価の精度が不十分となるおそれがあることから、適切な踏査ルートを設定し、調査、予測及び評価を実施すること。
2. 植物調査の踏査ルートに土地改変の可能性がある区域が網羅されておらず、改変による影響の予測及び評価の精度が不十分となるおそれがあることから、適切な踏査ルートを設定し、調査、予測及び評価を実施すること。
3. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。
4. 工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)